

70～74歳の方の一部負担金が 段階的に見直しされます

平成26年4月から

70歳から74歳までの被保険者・被扶養者の方の窓口で支払う一部負担金は、平成20年度以降1割とする軽減措置となっていました。平成26年4月1日以降は、今般の見直しにより2割負担となります。

軽減特別措置の見直し後の取扱について



平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者及び被扶養者（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については70歳に達する日の属する月の翌月以降の受診分から、一部負担金の割合が2割となります。

平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者及び被扶養者（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）については、引き続き一部負担等の軽減特別措置の対象とし、平成26年4月1日以降も75歳到達まで一部負担金の割合は1割です。

	現状		見直し内容	
	一般所得者	現役並み所得者	一般所得者	現役並み所得者
75歳	1割	3割	1割	3割
74歳	1割特例措置	3割	1割特例措置 昭和14年4月2日から昭和19年4月1日生までの方	3割
70歳	(法定2割)		2割 昭和19年4月2日生以降の方	
69歳	3割		3割	

参考

70歳から74歳までの被保険者（被扶養者含む）が現役並み所得者である場合の一部負担金は、現役どおり3割負担です。

現役並み所得者とは・・・70歳以上の被保険者で標準報酬月額が28万円以上であるその被保険者と被扶養者が該当します。ただし、収入額が一定の基準に満たない場合は申請により「2割負担」と認められる場合があります。